

健保ニュース

(主な内容)・マイナ保険証への切り替えはお済みですか？

・2024年度決算のお知らせ

＼従来の保険証が使えるのは、2025年12月1日まで／



マイナ保険証への切り替えはお済みですか？

従来の保険証は2024年12月2日に廃止され、マイナ保険証を基本とする体制へと移行しました。マイナ保険証へ切り替えるための1年間の経過措置期間も、いよいよ2025年12月1日までとなります。

まだマイナ保険証に切り替えていない方は早めの切り替えを

マイナンバーカードはお持ちですか？



YES

NO

健康保険証利用の登録はお済みですか？

YES

マイナ保険証^{※1}で医療機関等にかかることができます。

*1健康保険証利用の登録が完了しているマイナンバーカードのこと
※マイナ保険証が使えない医療機関等やカードリーダーの故障により、マイナ保険証を読み込めないなどのトラブルが発生した際に、「資格情報のお知らせ」の提示を求められることがあります。マイナ保険証と併せて携帯するようにしてください。

NO

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードはオンライン申請、郵送による申請、証明写真機での申請が可能です。くわしくは、下記よりご確認ください。

マイナンバーカード総合サイト
申請・受取方法/申請状況確認

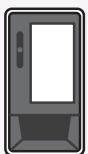


マイナンバーカードのお問い合わせ先
マイナンバー総合フリーダイヤル
電話:0120-95-0178

☑マイナンバーカードを受け取ったあとは、
ご自身で健康保険証利用の登録が必要です。

マイナンバーカードの健康保険証利用 登録方法

①医療機関等の窓口の顔認証付きカードリーダーで登録する
マイナンバーカードを医療機関や薬局にお持ちいただき、顔認証付きカードリーダーの画面を操作して登録してください。
マイナンバーカードを持っていくだけで利用登録が完了(スマホがなくても大丈夫)



②スマートフォン(マイナポータル)ご自身のスマートフォンにマイナポータルアプリをダウンロード後、画面の指示に従って操作・登録してください。



③セブン銀行ATMで登録する
ATM画面の「各種手続き」>「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み」ボタンを押し、画面の指示に従って操作・登録してください。



順次拡大中

●マイナ保険証のスマホ搭載

2025年9月中旬から、機器の準備が整った医療機関・薬局でスマートフォンをマイナ保険証として使えるようになっていきます。

(マイナンバーカードをスマホに搭載する事前準備が必要です)

●医療費助成の受給者証

自治体等で発行する医療費助成の受給者証の、マイナンバーカードへの一体化が進んでいます。



マイナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナンバ ー

受付時間(年末年始を除く)

平 日 ▶ 9:30～20:00
土 日 祝 ▶ 9:30～17:30



紛失・盗難による利用停止は
24時間365日受付!

※マイナンバーカードの申請は義務ではありません。



アクサ生命健康保険組合の2024年度決算のお知らせ

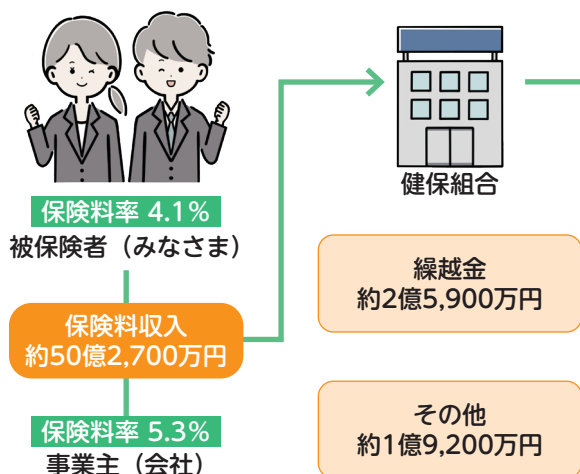
当健保組合の2024年度決算が、第111回組合会で承認されました。

○経常収支で黒字に

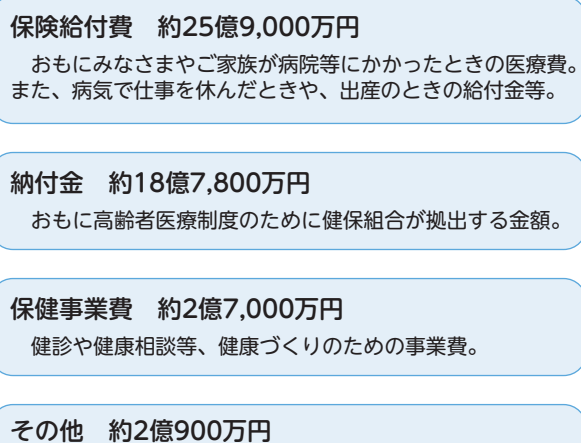
2024年度は保険料が約3億7,400万円増加しました。一方、支出では保険給付費が約3,200万円、高齢者医療のための納付金が約7,700万円の増加にとどまり、経常収支で1億6,900万円の黒字となりました。今後も医療の高度化や高齢化の進行により保険給付費、納付金は増加が続くと見込まれます。引き続き、当健保組合では各種疾病予防事業を行い、保険給付費の削減を目指します。組合員様にも疾病予防事業の活用等で健康増進に努めていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



収入



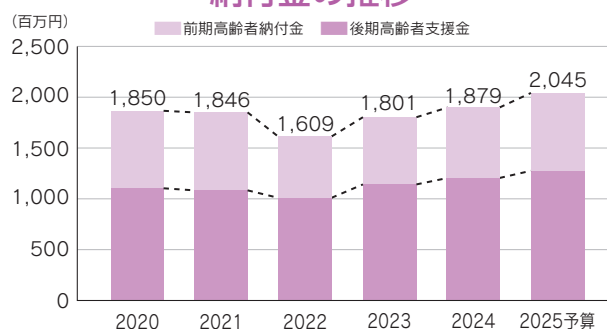
支出



保険給付費の推移



納付金の推移



○介護勘定

健保組合が介護保険料の徴収を代行している介護勘定に関しては、介護保険収入約6億5,800万円、繰越金約1,100万円に対し介護納付金が約6億200万円となり、残金は準備金への積立及び次年度への繰り越しとしました。

◇収入

科 目	決 算 額 (千円)
介 護 保 険 収 入	657,742
繰 越 金	11,188
雑 収 入	3
合 計	668,933

◇支出

科 目	決 算 額 (千円)
介 護 納 付 金	602,079
介 護 保 険 料 還 付 金	37
合 計	602,116

／令和8年4月分から／



「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります

令和6年6月に成立した法律に基づき、子ども・子育て世帯を社会全体で支える新しいしくみ「子ども・子育て支援金」の徴収が、令和8年4月分保険料から始まります。健保組合などの医療保険者は、健康保険料・介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収することとなります。

支援金は何に使われる？

少子化対策を促進するために、国が実施することも未来戦略「加速化プラン」に使用されます。

支援金率は？

支援金の負担は令和8年度から始まり、令和10年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されています。ただし、国は令和10年度に支援金の最大規模を決めているため、右肩上がりが増え続けることはありません。

なお、健保組合と協会けんぽには、国から一律の支援金率が示される予定です。



負担額はどのくらいになる？

「標準報酬月額×支援金率」となるため、被保険者の収入（標準報酬月額）により異なります。標準報酬月額30万円の方の場合、月600円程度となる見込みです。



2024年度版健康スコアリングレポートが発表されました

今年も健康スコアリングレポートが届きました。加入者の健康状態や健康づくりの取り組みを、全健保組合平均や業態平均と比較して「見える化」したもので、「健康の通信簿」です。

*「厚生労働省」「日本健康会議」「経済産業省」の協働により作成されているもので、2023年度の健康診断結果をベースにしたレポート

生活習慣の 「睡眠」「運動」 が課題

当組合では5つの生活習慣（喫煙、運動、食事、飲酒、睡眠）のうち、「睡眠」が平均を下回り年々悪化、「運動」が平均を下回っている状況です。

『睡眠』の改善のために → 就寝前はスマホなどの強い光を避けましょう。

『運動』の改善のために → 1駅歩くなど、意識して歩数を増やしましょう。



生活習慣

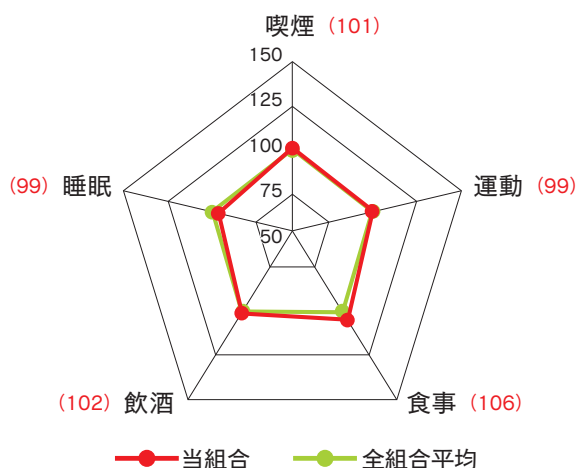
総合判定



全組合平均を100とした場合

*数値が高いほど、良好な状態

[全組合平均：100]



生活習慣

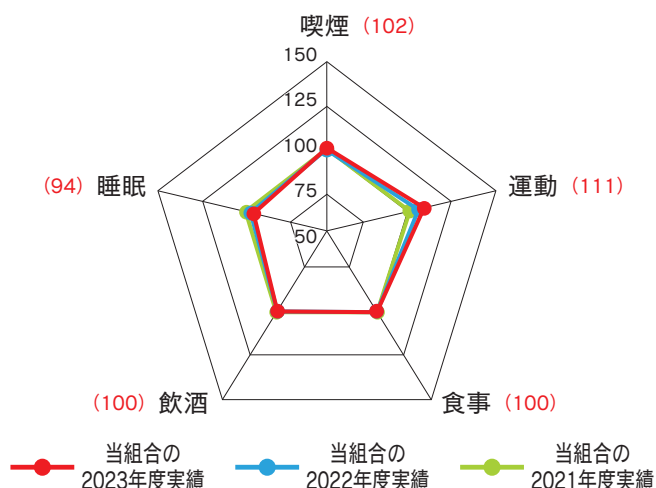
総合判定



当組合の2020年度実績を100とした場合

*数値が高いほど、改善された状態

[当組合の2020年度実績：100]





10月から インフルエンザ予防接種費用補助を実施します

- 接種期間** 2025年10月1日～翌年2月末日
- 申請期間** 2025年10月2日～翌年3月20日
- 申請方法** 健康ポータルサイト「Pep Up」からWeb申請
- 対象者** 被保険者、被扶養配偶者
- 補助内容** 被保険者へは4,000円（事業主負担3,000円、健保負担1,000円）を上限として費用補助、被扶養配偶者へは「Pep Up」内でPepポイント1,000P付与

昨年同様、今年度も一部の事業所において集団予防接種を開催します。詳細は9月下旬に発信されるイントラ通知をご確認ください。



インフルエンザ予防のポイント

予防接種を受けたからといって、インフルエンザにかからないわけではありません。日頃から次のようなことに心がけ、流行に備えましょう。

十分な休養と バランスのとれた食事

十分な睡眠、適度な運動、整った生活リズム、バランスの良い食事を心がけて、免疫力をアップさせることが重要です。日々の生活を見直してみましょう。

手洗いの徹底

帰宅時、調理前、食事前は、石けんをよく泡立て、指先まで丁寧に洗い、流水でしっかりすすぎます。

室内の温度・湿度の 適切な管理

低温で乾燥した環境ではインフルエンザに感染しやすくなります。定期的に換気しながら、室温20～25℃、湿度50～60%以上を保ちましょう。



被扶養者(家族)に異動があったときは、5日以内に健保組合に届出を！

収入超過や就職などで被扶養者の資格がなくなった方が、当組合に加入したままだと、本来支払う必要のない医療費等の支出が増えてしまいます。大切な保険料を適切に使うためにも、異動届は5日以内に提出をお願いいたします。

こんなとき 被扶養者で なくなります

- 被扶養者の年間収入が130万円※以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった（同一世帯の場合）。
※19歳以上23歳未満（配偶者を除く）は150万円以上、60歳以上または障害がある場合は180万円以上（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）
- 被扶養者が就職し就職先の健康保険の被保険者になった
- 被扶養者が結婚して配偶者の被扶養者となったとき など



ご家族の住所(居所住所・住民票住所)を変更した場合、健保への届出が必要です

2023年12月から省令改正により、健保組合では被保険者等の住所の管理が必要になりました。下記に該当する方は、「被扶養者住所変更届兼同居別居申請書」の提出をお願いします。

- 住民票の住所が変更となったとき
- 居所の住所が変更となったとき
- 同居の被扶養者が別居となったとき
- 別居の被扶養者が同居となったとき
- 市町村の変更、区画整理等で地番変更となったとき



※被保険者（在籍者）については、事業主より住所情報を定期的に健保組合へ提供いただいているため、被保険者の健保組合への住所変更申請は不要です。